



沖縄県土木建築部における総合評価方式

評価参考資料（記入要領・解説等）

令和8年4月

沖縄県土木建築部 技術・建設業課

担当

○評価基準関係：技術管理班

○入札契約関係：建設業指導契約班 契約担当

TEL：098-866-2374

FAX：098-866-2506



目次

※内容が共通の場合は、まとめて記載している場合があります。

1. 企業の能力等	P3	3. 施工計画	P27
・ 地域内での拠点の有無、近接地域での施工実績	P4	・ [別記様式4-1 (工程表)]	P28
・ [別記様式2]	P5	・ [別記様式4-2、4-3、4-4 (技術提案)]	P29
・ 総合評価における登録基幹技能者等の評価	P6		
・ 登録基幹技能者の種類と登録数	P7	4. 共通事項 (その他)	P30
・ [別記様式6]	P8	・ 各問い合わせ先	P31
・ [別記様式6-2]	P9	・ 工事の技術的難易度	P32
・ 施工実績証明書の有効期限	P10	・ 申請書類及び証明資料等の確認作業	P33
・ [別記様式7]	P11	・ 評価の下方修正又は最低点での評価	P34
・ [別記様式8]	P12	・ 証明資料の提出及び評価	P35
・ [別記様式8] 債務負担工事の記載方法	P13	・ 申請書及び確認資料の日付の取扱い	P36
・ [別記様式9]	P14	・ 工事成績評定対象外の工事の取扱い	P37
		・ 企業合併における総合評価各項目の対応	P38
2. 技術者の能力等	P16	・ 押印省略について	P39
・ [別記様式3]	P17	・ 入札公告における申請書等の提出	P40
・ 施工経験について	P19	・ 事後審査 (自己評価) 型	P41
・ 専任期間設定工事を「配置予定技術者の工事経験」とする場合	P20	・ 年度内同一工種における重複する証明資料の省略	P42
・ 工場製作に係る監理技術者の取扱い	P21	・ 「同一工種」の種類とコリンズでの確認・登録	P43
・ 配置予定技術者が複数申請されている場合	P22	・ 「同種工事」について	P44
・ [別記様式3-1] [別記様式3-2]	P23	・ 評価結果の公表・結果閲覧・説明	P45
・ 技術者育成型における資格要件等	P24	・ 総合評価落札方式に関する評価調書(別紙7)の記入方法	P46
・ [別記様式3-3]	P25		
・ [別記様式3-4]	P26	5. 事後審査 (自己評価) 型	P47
		・ [別記様式1 (自己評価表)]	P48



1. 企業的能力等



地域内での拠点の有無 近接地域での施工実績

表－1 方式毎の評価項目及び標準配点（案）

評価事項	評価項目	評価細目	特別簡易型		簡易型Ⅰ型		簡易型Ⅱ型		標準型		高度技術提案型		
			適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	
① 企業の能力等		同一工種(又は同種工事)の施工実績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	
		同一工種の工事成績	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	◎	10	
		優良建設業者表彰	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	◎	5	
		登録基幹技能者等の活用	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	
		手持ち工事量	◎	10	◎	10	◎	10	○	(10)			
		ICT工事 ※1)	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	
		労務費見積り尊重宣言	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	◎	1	
		沖縄県所得向上応援認証企業	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	
		小計			41		41		41		31~41		31
		地域貢献精度	地域	地域内での拠点の有無 ※2) ※3)	◎	3	△	(3)	△	(3)	△	(3)	
近隣地域での施工実績 ※2)	◎			2	△	(2)	△	(2)	△	(2)			
難工事施工実績	◎			2	◎	2	◎	2	◎	2	◎	2	
県内企業の下請活用	◎			2	◎	3(2)	◎	3(2)	◎	3(2)	◎	3	
社会資本維持活動の実績	◎			2	◎	2(1)	◎	2(1)	◎	2(1)	◎	2	
災害協定締結の有無	◎			2	◎	4(2)	◎	4(2)	◎	4(2)	◎	4	
選択 若手・女性技術者の配置	◎			2	◎	3(2)	◎	3(2)	◎	3(2)	◎	3	
施策関連項目													
小計			15		14		14		14		14		
①小計			56		55		55		45~55		45		

◎：原則必須項目とする。

○：積極的に評価する項目。

△：入札参加資格要件等により適切に評価する項目。

※1) 営繕工事は原則として対象外とする。

※2) 特Aのみ対象工事は原則として対象外とする。

※3) 県内外の企業が参加する場合は、原則として県内の拠点を評価する。

左表の△について

左表における△については、「総合評価方式の運用」目次ページの次に記載されている【適用】に基づき下記のとおり個別に適切に設定すること。
なお、◎、○、△の凡例は以下のとおり

凡例

◎：原則必須項目とする

○：積極的に評価する項目

△：入札参加資格要件等により適切に評価する項目

「総合評価方式の運用」目次ページの次【適用】

運用に記載している評価項目等の設定については、あくまでも一般的、標準的なものとして記載しているものであり、個々の工事における評価項目等の設定に当たっては、工事特性、施工技術特性、地域特性等に応じて適切に行うこととする。

設定例

① 橋梁、浚渫等の特殊工事において、工事費が6千万円で、特別簡易型を適用し、入札参加資格の等級を特A等級で設定、地域内で拠点の有無・近隣地域での施工実績を評価項目と設定。

② 橋梁、浚渫等の特殊工事において、簡易型Ⅰ型を適用し、入札参加資格の等級を特A等級で設定、地域内で拠点の有無・近隣地域での施工実績を評価項目と設定。

③ 土木一式工事において、特別簡易型を適用、入札資格要件に地域要件を設定、地域内での拠点の有無を評価項目としない。

[別記様式2]

同一工種(同種工事)の施工実績・表彰・認証

「総合評価方式の運用」のページ
 同一工種(又は同種工事)の施工実績 P33~36
 優良建設業者表彰 P40~43
 赤土等流出防止対策の施工実績 P14

同一工種<同種工事>の施工実績	平成〇年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同一工種<同種工事>の施工実績を有すること。 同一工種：〇〇一式工事であること。 <同種工事：延長〇m、面積〇㎡以上の〇〇工事であること。>
-----------------	--

発注条件

(企業名： 〇〇〇建設)

工事内容	工 事 名	〇〇工事		
	コ リ ン ズ 登 録 の 有 無	有(コリンズ登録番号：0000000000) / 無		
	発 注 機 関 名	〇〇〇土木事務所		
	工 事 成 績	※〇点 ※沖縄県土木建築部発注工事の場合記入		
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)		
	契 約 金 額 (最 終)	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円		
	工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
	工 事 受 注 形 態 等	単体 / 〇〇・〇〇JV (出資比率〇%)		
	同 一 工 種	〇〇一式工事		
	同 種 工 事	〇〇工法による深度〇〇m以上の工事		
赤土等流出防止対策	例) 赤土等流出防止対策としての施工実績を兼ねている。			

発注工事と同一工種か確認するために記入。

発注条件を記入する。

赤土等流出防止対策の実績は、事業行為通知書の届出を単体で行っているか確認すること。

- 複数の事業者で実施している場合、工事名及び事業者名が事業行為一覧に記載されていないことがある。この場合、受理番号を確認できる書類等を添付すること。
- 対応する受理番号や工事名、企業名が一覧に探せない場合は、実績とならず、入札無効。

優良建設業者表彰	表 彰 名	優良建設業者部長表彰	表彰状記載の授与者	沖縄県土木建築部長
	受賞年度 (表彰状記載の受賞日)	令和〇年度受賞(令和〇年〇月〇日)	部 (工種※)	〇〇部門
	工 事 名	〇〇〇〇工事		

工種※は、国の表彰の場合に記載する。

建設業者表彰の場合に記入する

- 国の表彰の場合、部門(工種)を記載すること。
- 複数の表彰の記載がある場合は、いずれも評価しない。
- 記載内容と証明資料等が異なる場合は最低点(0点)。

認証制度	所得向上応援認証企業	有	認証日	令和7年〇月〇日
------	------------	---	-----	----------

総合評価における登録基幹技能者等の評価

「総合評価方式の運用」のページ
登録基幹技能者等の活用 P44
評価内容の担保（ペナルティー） P91～92

配置の条件（評価）

- 資格の種類：関連する工種の資格者を評価する。
- 人数及び日数：工事内容及び該当する工種により異なるため、規定していない。
- 評価時は様式の提出のみ。証明資料の提出なし。（資格の確認は履行確認で行う）

工事の途中で配置する必要がなくなった（工種がなくなった）

- 受注者と協議。（他の工種で配置するなどの措置検討）
- 履行が確認できない場合はペナルティとなるが、真にやむを得ない場合等は、協議により減点対象外となることがある。（施工計画等の評価と同様）

○なぜ設定しなければならないのか

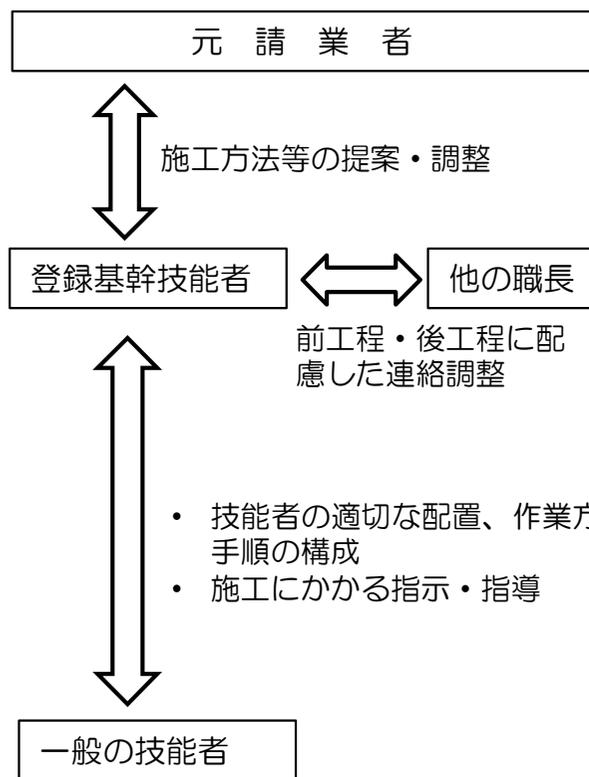
「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の改正に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」の改正により、義務事項として記載されており、公共工事品質確保のため。

登録基幹技能者の種類と登録数

登録基幹技能者は、熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者で、専門工事業団体の資格認定を受けた者です。現場では、いわゆる上級職長などとして、元請の計画・管理業務に参画し、補佐することが期待されています。

令和7年9月30日時点で50種、89,516名（うち沖縄県内32種、1,787名）が登録されています。

2025年9月30日現在



No	登録基幹技能者講習の種類	基幹的な役割を担う建設業の種類 (実務経験を有する)	登録基幹 技能者数	沖縄県内 登録者数	No	登録基幹技能者講習の種類	基幹的な役割を担う建設業の種類 (実務経験を有する)	登録基幹 技能者数	沖縄県内 登録者数
1	登録電気工事基幹技能者	電気工事業,電気通信工事業	9,237	184	26	登録冷凍空調基幹技能者	管工事業	1,466	50
2	登録橋梁基幹技能者	とび・土工工事業,鋼構造物工事業	991	17	27	登録運動施設基幹技能者	土木工事業,とび・土工工事業,ほ装工 事業,造園工事業	224	1
3	登録造園基幹技能者	造園工事業	2,593	46	28	登録基礎工基幹技能者	土木工事業,とび・土工工事業	1,777	50
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工工事業	996	15	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック工事業	306	1
5	登録防水基幹技能者	防水工事業	2,303	36	30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工工事業,塗装工事業	1,831	20
6	登録トンネル基幹技能者	土木工事業,とび・土工工事業	616	0	31	登録消防設備基幹技能者	消防施設工事業	495	5
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装工事業	3,498	74	32	登録建築大工基幹技能者	大工工事業	1,002	0
8	登録左官基幹技能者	左官工事業	2,161	33	33	登録硝子工基幹技能者	ガラス工事業	14	0
9	登録機械土工基幹技能者	土木工事業,とび・土工工事業	12,610	546	34	登録ALC基幹技能者	タイル・れんが・ブロック工事業	1,059	1
10	登録海上起重基幹技能者	土木工事業,しゅんせつ工事業	1,609	59	35	登録土工基幹技能者	土木工事業,とび・土工工事業	2,686	35
11	登録PC基幹技能者	土木工事業,とび・土工工事業,鉄筋工 事業	1,115	37	36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁工事業	180	0
12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋工事業	5,171	82	37	登録発破・破砕基幹技能者	とび・土工工事業	111	0
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋工事業	491	16	38	登録建築測量基幹技能者	大工工事業	82	0
14	登録型枠基幹技能者	大工工事業	6,311	125	39	登録解体基幹技能者	解体工事業	1,364	5
15	登録配管基幹技能者	管工事業	4,135	71	40	登録圧入工基幹技能者	とび・土工工事業	421	7
16	登録高・土工基幹技能者	とび・土工工事業	9,194	159	41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工工事業,電気工事業	92	0
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工工事業	618	3	42	登録さく井基幹技能者	さく井工事業	136	0
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上工事業	4,836	44	43	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工工事業	209	0
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具工事業	300	0	44	登録計装基幹技能者	電気工事業、管工事業、機械器具設置 工事業、電気通信工事業	157	1
20	登録エクステリア基幹技能者	とび・土工工事業,石工事業,タイル・ れんが・ブロック工事業	229	0	45	登録土質改良基幹技能者	土木工事業,とび・土工工事業	0	0
21	登録建築板金基幹技能者	屋根工事業,板金工事業	2,895	2	46	登録都市トンネル基幹技能者	土木工事業,とび・土工工事業	0	0
22	登録外壁仕上基幹技能者	左官工事業,塗装工事業,防水工事業	0	0	47	登録潜函基幹技能者	とび・土工工事業	41	0
23	登録ダクト基幹技能者	管工事業	1,864	35	48	登録道路等法面保護基幹技能者	とび・土工工事業	0	0
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁工事業	1,281	24	49	登録斜面防災基幹技能者	土木工事業,とび・土工工事業,さく井 工事業	0	0
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工工事業	809	3	50	登録石材施工基幹技能者	石工事業	0	0
合計								89,516	1,787

詳細は以下のサイトをご確認ください（（一財）建設業振興基金）
<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/index.php>

[別記様式6]

(別記様式6)

(用紙A4)

(企業名: ○○○建設)

「総合評価方式の運用」のページ
 登録基幹技能者等の活用 P44
 県内企業の下請活用 P61
 若手・女性担当技術者の配置 P64～65
 評価内容の担保(ペナルティー) P91～92

【 登録基幹技能者等の活用 】

該当する欄に○印を記入する。

該当	登録基幹技能者の活用	備考
	本工事に関連する種類(職種)の登録基幹技能者等を1名以上従事させる。	
	本工事に登録基幹技能者等を従事させない。	

登録基幹技能者等の活用について記入

- ・ 履行の担保(ペナルティー)の対象項目である。
- ・ 自己申告を評価するものであり、証明資料の提出は必要ない。

- ・ 申請時にあらかじめ配置を定める必要はない。

【 県内企業の下請活用 】

該当する欄に○印を記入する。

該当	県内企業の下請活用率	備考
	県内企業への下請比率は、全下請予定額の○%以上または元請県内企業におけるすべて自社施工を予定。	
	県内企業への下請比率は、全下請予定額の□～○%未満を予定。	
	県内企業への下請比率は、全下請予定額の□%未満を予定。	

県内企業の下請活用割合について記入

- ・ 申請時にあらかじめ契約の相手方を定める必要はない。
- ・ 元請けと直接契約を締結する1次下請までが対象。
- ・ 算出に用いる金額は予定額であり、あらかじめ定める必要はない。

【 若手・女性担当技術者の配置 <選択> 】

該当する欄に○印を記入する。

該当	技術者の配置予定	備考
	若手・女性技術者いずれか配置を予定している。	
	若手・女性技術者いずれも配置を予定していない。	

若手・女性担当技術者を配置する場合記入

- ・ 申請時にあらかじめ配置を定める必要はない。
- ・ 若手は35歳未満を対象とする。
- ・ 女性は年齢制限なし。
- ・ 工程管理等については特に資格必要なし。ただし、火薬類取扱保安責任者等資格が必要な場合もある。
- ・ 特定JVの場合、各構成員のいずれかに配置があれば評価の対象とする。
- ・ 若手・女性技術者は、3ヶ月以上の雇用関係にあることは求めず、新採用等を考慮し評価する。
- ・ 監理技術者または主任技術者を兼任する者等は、評価の対象としない。

※この様式に係る評価は、申請内容(予定)について評価するものである。

※この様式で申請する内容について、あらかじめ定めておく必要はない。

※申請内容の履行確認ができなかった場合、評価内容の担保(ペナルティー)を課すことがある。

[別記様式6-2]

(別記様式6-2)

(用紙A4)

(企業名: ○○○建設)

「総合評価方式の運用」のページ
 ICT活用工事実績 P52~53
 難工事施工実績 P59~60

【 ICT活用工事施工実績 】

該当する欄に○印を記入する。

	証明書発行工事あり。	証明書発行工事なし。
工事内容	工事名	○○工事
	コリンズ登録の有無	有(コリンズ登録番号: 0000000000) / 無
	発注機関名	○○○土木事務所
	工事成績率	○点 <small>※沖縄県土木建築部発注工事の場合記入</small>
	施工場所	(市町村名) ○○地内
	契約金額(最終)	○○○, ○○○, ○○○円
	工事期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	工事受注形態等	単体 / ○○・○○JV (出資比率○%)

共通事項

- いずれも発注者が発行した各種証明書が必要です。
- 「申請書及び確認資料提出日」から7日(土日休日含む)前までに引き渡しを行った工事の証明書が有効。
- いずれも土木建築部発注工事では65点以上必要。
- 施工実績がある場合は、「証明書発行工事あり」に○を記入し、工事内容を記入する。
- 提出がない場合や記載がない場合は、対象工事がないものとして取り扱う。

【 難工事施工実績 】

該当する欄に○印を記入する。

	証明書発行工事あり。	証明書発行工事なし。
工事内容	工事名	○○工事
	コリンズ登録の有無	有(コリンズ登録番号: 0000000000) / 無
	発注機関名	○○○土木事務所
	工事成績率	○点 <small>※沖縄県土木建築部発注工事の場合記入</small>
	施工場所	(市町村名) ○○地内
	契約金額(最終)	○○○, ○○○, ○○○円
	工事期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	工事受注形態等	単体 / ○○・○○JV (出資比率○%)

ICT活用工事施工実績

沖縄県土木建築部及び沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事が対象。ただし、沖縄総合事務局開発建設部の実績は港湾空港事業を除く。

- 営繕は除く。
- 証明書の有効期間は2年間。
- 工種は問わない。(例: ほ装で取得し、土木一式の申請も可。)

難工事施工実績

- 土木建築部発行の「難工事施工証明書」により評価。
- 証明書の有効期間は2年間。
- 工種は問わない。(例: 土木一式で取得し、建築一式の申請も可。)

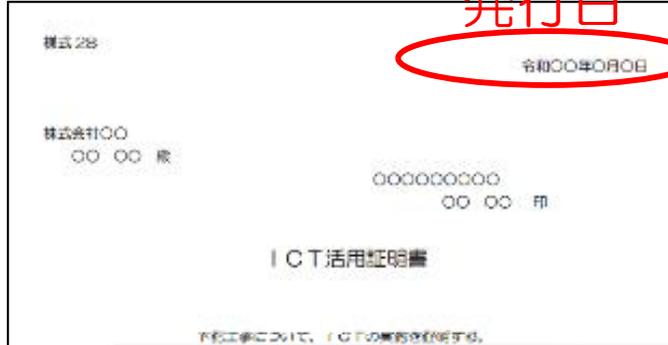
施工実績証明書の有効期限

※発行日は完成検査の
成績評価と同日

令和2年4月以降に発注
した工事から、施工実績
証明書を発行しています。

「総合評価方式の運用」のページ
ICT活用工事実績 P52～53
難工事施工実績 P59～60

発行日



ICT・難工事
(2年間)

令和〇年〇〇月〇〇日



対象例 : 令和8年度公告の場合

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	評価対象
				← 2年間 →		7日	
①				●			×
②		◆	●				×
③			◆	●			○
④				◆	●		○
⑤					◆	●	×

契約日 ◆ ● 完成日(証明書発行日) 申請書等提出期限日 (自己評価表提出期限日)

参考例

	26 (火)	27 (水)	28 (木)	29 (金)	30 (土)	5/31 (日)	1 (月)	2 (火)	3 (水)	6/4 (木)	5 (金)
対象	対象	⑦ 対象 この日の 施工証明書 まで含む	⑥ 対象外	⑤ 対象外	④ 対象外	③ 対象外	② 対象外	① 対象外	提出期限日	対象外	対象外

※ 土日休日を含む7日前まで対象

※ 例えば提出期限日がR8.6.4の場合、R6.5.29～R8.5.28(2年間)に発行された難工事施工証明書が有効。

[別記様式7]

「総合評価方式の運用」のページ
同一工種の工事成績 P37～39

「工事成績評定を省略することができる工事（沖縄県土木建築部工事成績評定要領）」に示されている工事については、評価の対象外とする。評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。ただし、評価対象外の工事分を余計に記載している場合、これに係る証明資料の提出が無くとも最低点とはしない。

【赤枠】

建設行政情報システムにおいても確認を行い、記載すべき工事が漏れていた場合、評価は最低点に下方修正とする。

評価対象外の工事を記載して提出されている場合、建設行政情報システムで確認のうえ、評価は下方修正のみ行う。

工 事 成 績

対象工事：	沖縄県土木建築部発注工事において最終契約額が1千万円以上の工事
対象工種：	土木一式工事
対象期間：	令和3年度～令和7年度完成工事全て

(企業名： ○○建設)

工事成績評定点 (平均点)	対象件数	発注工種	評定点合計
76.7	6	土木一式工事	460

No	完成年度	工事名	コリンズ登録番号	発注工種	工事成績評定点
1	R3年度	○○工事	0000000000	土木一式工事	65
2	R4年度	○○工事	登録なし	土木一式工事	70
3	R5年度	○○工事	0000000000	土木一式工事	75
4	R5年度	○○工事	登録なし	土木一式工事	80
5	R6年度	○○工事	0000000000	土木一式工事	85
6	R6年度	○○工事	0000000000	土木一式工事	85

【青枠】

証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。

建設行政情報システムにより申請書等の内容確認ができた場合は、評価の下方修正のみを行うものとする。ただし、その場合においても、提出した申請書及び確認資料における評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正とする。

[別記様式8]

「総合評価方式の運用」のページ
手持ち工事量 P45～51

(別記様式8)

(用紙A4)

企業手持ち工事量（特別簡易型・簡易型Ⅰ型・簡易型Ⅱ型・標準型）

対象工種： 土木一式工事
対象工事：令和5年度以降に契約した県土木建築部発注工事において当初契約額が1千万円以上の工事

企業名：
(○○建設)

※ 過去3年間の受注額及び当該年度受注額は、当初契約額のみを計上する。
 ※ 債務負担行為工事及び当初契約締結日から3年度間以上に渡る工事は、「年度毎の支払限度額」を各年度毎の受注額に計上する。当初契約締結日から2年度間に渡るゼロ債務負担行為工事(初年度の支払限度額がゼロ)は、当初契約年度に計上する。

記載例

手持ち工事量比率 = (A) / (B)
0.71

過去3年間の平均受注額(B)	過去3年間（年度合計）			当該年度受注額合計(A)
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
126,666,667	60,000,000	160,000,000	160,000,000	90,000,000

当初契約年度	工事名	○○工事	当初	R00.00.00	過年度の受注額（年度毎契約額）			当該年度受注額	備考
発注工種	コリス	0000000000	受注形態	単体/JV(○%)	～ R00.00.00	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
R5年度	土木一式工事	コリス	登録なし	JV(50%)	R5.6.1 ～ R6.11.30	60,000,000	90,000,000		債務負担行為工事
R6年度	土木一式工事	コリス	登録なし	単体	R6.9.1 ～ R7.3.31		10,000,000		
R6年度	土木一式工事	コリス		JV(20%)	R7.3.1 ～ R8.2.20		60,000,000		ゼロ債務負担行為工事
R7年度	土木一式工事	コリス		単体	R8.3.28 ～ R9.1.31			80,000,000	
R7年度	土木一式工事	コリス		単体	R8.2.17 ～ R8.12.20			80,000,000	ゼロ債務負担行為工事
R8年度	土木一式工事	コリス		単体	R8.5.1 ～ R8.11.30			90,000,000	

【赤枠】建設行政情報システム（KJS）においても確認を行い、記載すべき工事が漏れていた場合、評価は最低点に下方修正とする。評価対象外の工事が記載されている場合、評価は下方修正のみを行う。

【青枠】発注者において、当該年度受注額合計(A)がゼロであることを確認できた場合、満点確定で過年度の受注額は確認しないので、過年度の受注額に関する証明資料を省略可能としている。その場合、過年度の受注額に関する工事の記入漏れ、計算間違い、記入ミスがあった場合でも満点の評価とする。

[別記様式8] 債務負担工事の記載方法

「総合評価方式の運用」のページ
手持ち工事量 P45~51



契約書の表紙では、
区別できないので、
債務負担行為に係る特約
の特則（県土木建築部の
契約では通常、第40条
第1項）を確認する。

建設情報システムKJSでは、債務負担工事における支払限度額等が分からない。
①債務負担工事及び④当初契約日から3年度間以上に渡る工事の場合は、支払限度額の内訳が分かる箇所(契約書における該当箇所の写)の提出を行うものとし、未提出がある場合は、最低点に下方修正を行う。

①債務負担工事

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和	5	年度	60,000,000	円
令和	6	年度	90,000,000	円
		年度		円

支払限度額の内訳記載の通り、それぞれの年度の受注額を記載。支払限度額の内訳が分かる箇所の写しを提出する。

②当初契約締結日から2年度間に渡るゼロ債務負担工事（初年度の支払限度額がゼロ）

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和	6	年度	0	円
令和	7	年度	80,000,000	円
		年度		円

契約した年度に請負代金額全額を記載。支払限度額の内訳が分かる箇所の写しを提出は不要。

③通常の契約

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和	5	年度	0	円
令和	6	年度	45,000,000	円
令和	7	年度	83,000,000	円

契約した年度に請負代金額全額を記載。

④当初契約締結日から3年度間以上に渡る工事

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和	5	年度	0	円
令和	6	年度	45,000,000	円
令和	7	年度	83,000,000	円

(初年度の支払限度額がゼロの場合も)支払限度額の内訳記載の通り、それぞれの年度の受注額を記載。支払限度額の内訳が分かる箇所の写しを提出する。

当初契約年度	工事名	〇〇工事	当初 発注工種	R00.00.00 ~ R00.00.00	過年度の受注額(年度毎契約額)			当該年度受注額	備考
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
R5年度	土木一式工事	〇〇工事	コンス*	0000000000 受注形態 単体/JV(50%)	当初 工期 R5.6.1 ~ R6.11.30	60,000,000	90,000,000		債務負担 行為工事
R6年度	土木一式工事	〇〇工事	コンス*	登録なし 受注形態 単体	当初 工期 R6.9.1 ~ R7.3.31		10,000,000		
R6年度	土木一式工事	〇〇工事	コンス*	0000000000 受注形態 JV(20%)	当初 工期 R7.3.1 ~ R8.2.20		60,000,000		ゼロ債務負 担行為工事

[別記様式9]

(別記様式9)

(用紙A4)

「総合評価方式の運用」のページ
 社会資本維持活動の実績 P62
 災害協定締結の有無 P63

(企業名: ○○○建設)

【 社会資本維持活動の実績 】

回数	活動名称	実施年月日	会社からの参加人数	実施場所	(具体的な活動内容)
記入例					
1回目	道路クリーン作戦	○年○月○日	○○人	県道○○号線(那覇市泉崎周辺)	道路クリーン作戦における県道○○号線の清掃活動
2回目					
	活動実績○○回				

※ 活動実績が無い場合は、その旨記載すること。

【 災害協定締結の有無 】

該当する欄に○印を記入する。

該当	協定締結の内容	左と協定を締結している締結者名・所属団体名
○	沖縄県との災害協定締結あり	○○○建設業協会
	沖縄総合事務局との災害協定締結あり	
	県内市町村との協定締結あり	
	災害協定締結なし	

- 回数毎(1回目、2回目)に活動名称、実施年月日、会社からの参加人数、実施場所(社会資本が分かるように)、具体的な活動内容、最後に活動実績回数を記入すること。
- 証明資料は、新聞記事、表彰状、施設管理者やイベント主催者等が発行した証明書等、客観的に確認できるもの(社名が確認できるもの)とする。(自社証明不可)
- 自社で活動を企画・主催し、自ら活動しても構わないが、他者等により客観的に確認できる証明資料は必要とする。(自社主催可、自社証明不可)
- 県内における社会資本を対象とし、公益性が認められれば、社会資本の管理者(国・自治体等)は問わない。
- 公園や自然海岸といった社会資本が対象であっても、イベントの準備や後片づけ等は、公益性があったとしても、イベント運営の範疇で行うべき活動と考え、評価の対象外とする。
- 道路や河川といった社会資本に隣接する民間の土地内における植樹・草花の管理、草刈・清掃等の活動は、影響に公益性があったとしても評価の対象外とする。

- 包括協議は対象外(重複するため)
- 所属団体名を記載すること
- 「総合評価方式の運用」P78 1.7.7別表関係(1)における沖縄県土木建築部が結んでいる災害に関する協定の表は、証明資料を省略できるものであり、表にない協定書については証明資料で評価する。

[別記様式9] 社会資本維持活動の評価

「総合評価方式の運用」のページ
社会資本維持活動の実績 P62

(評価に関する運用事項)

県内における社会資本を対象に、除草・清掃、調査、その他の社会資本の維持管理に関する活動で公益性が認められるものに限る。

※審査では活動対象が公共的施設（不特定多数の人が自由に入出りできる施設のこと、特定の団体が専用で使用する場は除く）であること、施設の維持管理に関する活動であること、公益性であることが確認できたものを評価対象としています。

※証明書類は活動日、活動場所、活動内容が確認できる資料の提出をお願いします。

【過去に評価の対象外とした事例】

- 学校敷地内の草刈り
- 農業施設用地や民有地の草刈り
- 地域イベントの会場設営、飾花設営、通行規制看板設置、ゴミ集積所案内係、会場片付け
- 地域避難訓練の交通誘導員
- 青少年育成ボランティアに関する夜間街頭パトロール
- 家畜伝染病の防疫措置への協力
- 献血
- 自社ホームページによるボランティア活動報告の写し（客観的に確認できない証明）



2. 技術者の能力等



[別記様式3]

(別記様式3) (単体用及び共同企業体の代表者用)

(用紙A4)

主任(監理)技術者等の資格・施工経験・表彰・CPD

(企業名: ○○○建設) ※JV工事の場合は、代表者の企業名を記入すること。

同一工種<同種工事>の施工経験	平成○年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同一工種<同種工事>に従事した経験を有すること。 同一工種: ○○-式工事であること。 <同種工事: ○○○>
-----------------	--

条件

(ふりがな)	○○○ ○○
配置予定技術者の氏名	主任(監理)技術者 ○○○ ○○
保有する資格・年数等	○級○○施工管理技士(取得年月日、登録番号、保有年数○年) 監理技術者資格(取得年月、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年月、修了証番号)

工事内容	工事名	○○工事 ※適宜に属した企業での経験の場合、その企業名も明記すること。
	コリンス登録の有無	有(コリンス登録番号: 0000000000) / 無
	発注機関名	○○○土木事務所
	工事成績	※○○点 ※沖縄県土木建築部発注工事の場合記入
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額(最終)	○○○, ○○○, ○○○円
	工事受注形態等	単体 / ○○・○○JV(出資比率○%)
	従事役職	令和○年○月○日～令和○年○月○日 現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職と被従事期間を記入
	同一工種	○○-式工事
	同種工事	○○工法による深さ○○m以上の工事
継続教育(CPD)	団体名: ○○○○○○○○ 推奨単位: ○○単位(1:1)/○年 取得単位○/推奨単位○=○%	

発注工事と同一工種か確認するために記入。

発注条件で示される場合記入する。

上記技術者が優良技術者表彰を受賞している場合に記入

優良技術者表彰	表彰名	優良建設業者部長表彰	表彰状記載の授与者	沖縄県土木建築部長
	受賞年度 (表彰記録の受賞日)	令和4年度受賞(令和4年7月21日)	部門	土木部門
	受賞時企業名	○○建設	工種	※国の表彰の場合に記載
	工事名	○○○○工事		

- 国の表彰の場合、部門、工種を記載すること。
- 複数の表彰の記載がある場合は、いずれも評価しない。
- 記載内容と証明資料等が異なる場合は最低点(0点)

「総合評価方式の運用」のページ
配置予定技術者の資格・年数 P69～70
同一工種(又は同種工事)の施工経験 P71～73
優良技術者表彰 P74～76
継続教育(CPD)の状況 P77～78

[別記様式3]

「総合評価方式の運用」のページ
 配置予定技術者の資格・年数 P69～70
 同一工種（又は同種工事）の施工経験 P71～73
 優良技術者表彰 P74～76
 継続教育（CPD）の状況 P77～78

重複する他工事	工事名	○○○○○○○○工事		
	発注機関名	○○○土木事務所		
	工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
	従事役職	○○技術者		
	本工事と重複した場合の対応措置	例1) 本工事に着手する前の○月○日に工期が完了するため本工事に従事可能 例2) 現在、現場代理人(担当技術者)なので変更を行い本工事着手日までに従事可能 例3) 専任特例○号により従事可能		
	コリンズ登録の有無	有 (コリンズ登録番号：0000000000) / 無		
重複申請中の工事	工事名	提出日	提出先	
	○○○○○○工事	R.○.○	○○○土木事務所	

【申請時に従事中の他工事】

本工事と重複した場合の対応措置

例3) 専任特例○号により従事可能

入札参加資格の条件として専任を要する工事において、
 専任特例で対応予定であれば、別記様式3-4の提出が必要であり、
 提出がなければ入札参加資格なしとする。

【重複申請中の工事】

重複申請中の工事がある場合、別記様式3-4の提出が無いことを理由に入札参加資格なしとはならない。
 (一方を辞退する可能性があるため。)

技術者の能力等 施工経験について

「総合評価方式の運用」のページ
同一工種（又は同種工事）の施工経験 P71～73

- 配置予定技術者の施工経験は、その技術者が現在属している企業又は過去に属した企業において完成・引渡し完了した工事を対象とする。
- 証明資料等で当該技術者が工期の1 / 2 を超えて従事していることが分かる場合、実績を認める。
- 工期の1 / 2 以下又は確認できない場合、求められている施工実績に係る施工期間の1 / 2（工期の1 / 2 でもよい）を超えて従事したことが証明できる資料（実施工程表等）の写しで確認する。
- 「役職経験有り」とは、求められている施工実績に係る施工期間の1 / 2（または工期の1 / 2）を超えて監理技術者（特例監理技術者含む）、主任技術者、現場代理人に従事した工事実績を有する場合をいう。なお、監理技術者補佐は、「役職経験無し」とする。
- 工期末日の前に工事が完了し、完成通知書が提出されている場合、完成日及び検査日が確認できる証明資料（工事成績評定通知書や合格通知書など）を用いて、1 / 2 の分母を確認する。

専任期間設定工事を「配置予定技術者の工事経験」とする場合

配置予定技術者の施工経験は、工期の1/2を超えて従事していたこと（工期の1/2以下又は確認できない場合、求められている施工実績に係る施工期間の1/2（工期の1/2）を超えて従事したことが証明できる資料（実施工程表等）の写し）が評価対象としてます。

「監理技術者制度運用マニュアル」に基づく専任を要しない期間が設定された工事について、「配置予定技術者の工事経験」として申請する場合、専任の必要な期間の1/2を超えて従事したことを確認して評価対象とします。

この場合、専任を要さない期間があったことが、書面により明確となっている必要があります。

証明資料（案）

- ・ 配置期間の確認：竣工時カルテ
- ・ 発注者との協議の確認：専任を要しない期間が明示された「設計図書」若しくは「打合せ記録簿」等の書面の写し
- ・ 完成日及び検査日の確認：工事完成通知書、検査合格通知書等

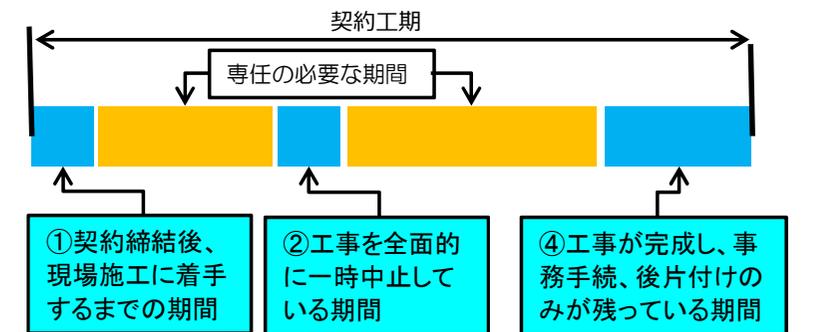
○監理技術者制度運用マニュアル 三（3）監理技術者等の専任期間

① 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

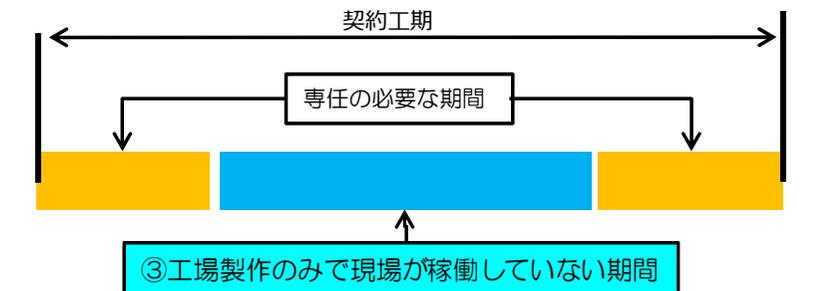
- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

①②④発注者から直接建設工事を受注した場合の専任期間



③工場製作を含む場合の専任期間



工場製作に係る監理技術者の取扱い

「監理技術者制度運用マニュアル」により、「工場製作を含む工事の工場製作過程」において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の元で製作を行うことが可能な場合、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができるとされている。

申請者は工場製作過程において一括して管理する監理技術者を配置する場合は、「別記様式3 主任（監理）技術者等の資格・工事経験」の様式の「本工事と重複する…」の記載欄に以下の様に記載すること。

- 「同一工場内、同種工事に係る製作であり、一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である」こと。「監理技術者制度運用マニュアル」に基づく専任を要しない期間が設定された工事について、「配置予定技術者の工事経験」として申請する場合、専任の必要な期間の1/2を超えて従事したことを確認して評価対象とします。

この場合、専任を要さない期間があったことが、書面により明確となっている必要があります。

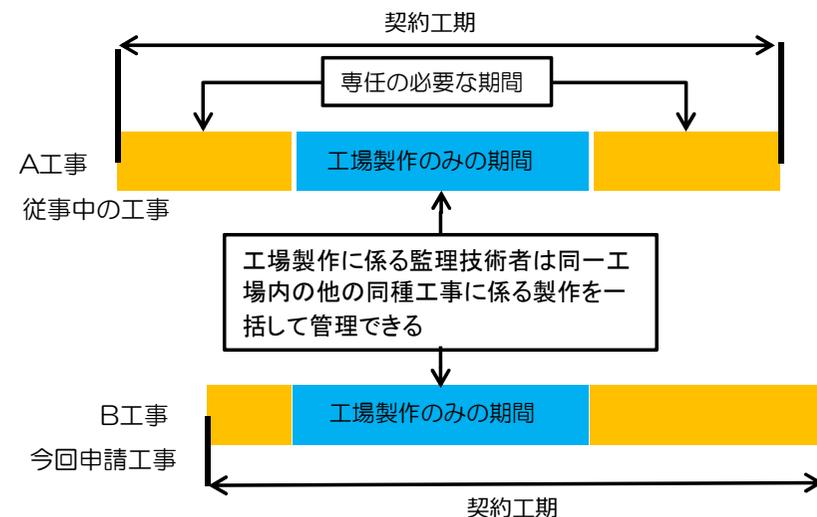
証明資料（案）

- ・ 配置期間の確認：受注、変更、訂正時カルテ
- ・ 発注者との協議の確認：専任を要しない期間が明示された「設計図書」若しくは「打合せ記録簿」等の書面の写し
- ・ 「同一工場内、同種工事に係る製作」が分かる資料

別記様式3

本工事と重複した場合の対応措置	例1)本工事に着手する前の〇月〇日に工期が完了するため本工事に従事可能 例2)現在、現場代理人(担当技術者)なので変更を行い本工事着手日までに従事可能
-----------------	--

ここに記載



配置予定技術者が複数申請されている場合

総合評価方式で複数名の技術者を配置申請している場合があります。
その場合の評価と、落札後に配置する技術者については以下となります。

- 総合評価の評価は低い方の点で評価します。
(詳細は「証明資料の提出及び評価」の項目を参照)

例①：配置予定技術者が複数名申請されている場合

配置予定技術者が3名申請されている場合は、最低点の技術者で評価を行います。

(今回の場合はB)

A：順位1位

B：順位3位→評価対象(最低点のため)

C：順位2位

契約後は、A,B,Cいずれの技術者が配置されても構いません。ただし、申請されていない「D」を配置することはできません。

例②：配置予定技術者で証明資料が添付されていない場合

配置予定技術者が複数名申請されている場合で、証明資料が1名分しか無いときは、以下の対応となります。

A(証明資料あり)

B(証明資料なし)←評価対象

証明資料により確認資料の確認ができないため、Bが最低点の評価となります。総合評価は低い方の点数で評価するため、配置予定技術者の評価はBで行うこととなります。

※ただし、他の工事を落札したことにより、配置できなくなった場合は、入札参加資格の項目を参考とすること。

- 現場への配置は基本は1名。(工場管理等については除く)
- 評価した技術者はあくまで「評価」のためであり、「配置」を強制するものではありません。(また、申請された技術者全てを配置する必要もありません。)

[別記様式3-1][別記様式3-2]

「総合評価方式の運用」のページ
 配置予定技術者の資格・年数 P69~70
 同一工種（又は同種工事）の施工経験 P71~73
 優良技術者表彰 P74~76
 継続教育（CPD）の状況 P77~78
 技術者育成型（専任補助者を配置する場合） P11

特定JVの場合
 構成員の配置予定技術者は別記様式3-1に記入する。

技術者育成型において
 専任補助者を配置する場合は別記様式3-2を記入する。

より経験があり、
 評価の対象となる
 専任補助者
 （補助する方）
 を記載。

様式3で申請した
 経験が少ない
 配置予定技術者
 （補助される
 方）を記載。

(別記様式3-1) (共同企業体の代表者以外の構成員用) (国様A4)

主任(監理)技術者等の資格・施工経験

構成員(企業名: ○○○建設)

同一工種<同種工事>の施工経験	平成○年4月1日以前に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同一工種<同種工事>に就業した経験をする事。 同一工種: ○○一式工事であること。 <同種工事: ○○○>		
【ふりがな】	○○○ ○○		
配置予定技術者の氏名	主任(監理)技術者 ○○○ ○○		
保有する資格	○原○工管理技士【取得年月日、登録番号】 監理技術者資格【取得年月、登録番号及び登録会社】 監理技術者簿記【取得年月、終了証番号】		
工事名	○工工事 ※過去に属した企業での経験の場合、その企業名も明記すること。		
コリス登録業者	者【コリス登録番号: ○○○○○○○○○】 / 派		
施工種別	○○○土木事務所		
工事内容	※併録土木建築部受注工事の場合記入		
施工場所	【都道府県・市町村名】		
契約金額【兼務】	○○○, ○○○, ○○○円		
工事期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日		
工事表注形態	単体 / ○○・○○JV【出資比率○%】		
従事役職	令和○年○月○日～令和○年○月○日 現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職と役職従事期間を記入		
同一工種	○一式工事		
同種工事	○工種による規模○%以上の工事		
継続教育【CPD】	団社名: ○○○○○○○○ 積算単位: ○○単位(≒%) / ○年 取得率○% / 積算単位○%		
表彰名	優良建設者表彰	表彰記載の氏名	併録土木建築部長
受賞年度	令和○年度受賞【令和○年7月21日】	部門	土木部門
受賞時企業名	○建設	工種	※国の表彰の場合に記載
工事名	○○○○○工事		

申請時に 従事中の 施工	工事名	○○○○○○○工事
	施工種別	○○○土木事務所
	工事期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職を記入
	本工事と重複した 場合の併給措置	併1) 本工事に含まれる箇条の○%以上の工種に完了した他の本工事に従事可能 併2) 専任、専任補助者(現場代理人)の○%以上を兼任する本工事に従事可能 併3) 併給措置関係の併給率を○%以上とする
	コリス登録業者	者【コリス登録番号: ○○○○○○○○○】 / 派
重複申請 中の工事	工事名	○○○○○○○工事
	提出日	○.○.○
	提出先	○○○土木事務所

(別記様式3-2) (国様A4)

※経験が少くない配置予定技術者を補填する。経験豊富な技術者を専任補助者として記載する場合に記入する。
 [配置予定技術者に係る計算は、この様式に記入した技術者で行う。]

専任補助技術者の資格・施工経験・表彰・CPD

(企業名: ○○○建設) ※JV工事の場合は、代表者の企業名を記入すること。

同一工種<同種工事>の施工経験	平成○年4月1日以前に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同一工種<同種工事>に就業した経験をする事。 同一工種: ○○一式工事であること。 <同種工事: ○○○>		
【ふりがな】	○○○ ○○		
配置予定技術者の氏名	主任(監理)技術者 ○○○ ○○		
保有する資格・年数	○原○工管理技士【取得年月日、登録番号、保有年数○年】 監理技術者資格【取得年月、登録番号及び登録会社】 監理技術者簿記【取得年月、終了証番号】		
工事名	○工工事 ※過去に属した企業での経験の場合、その企業名も明記すること。		
コリス登録業者	者【コリス登録番号: ○○○○○○○○○】 / 派		
施工種別	○○○土木事務所		
工事内容	※併録土木建築部受注工事の場合記入		
施工場所	【都道府県・市町村名】		
契約金額【兼務】	○○○, ○○○, ○○○円		
工事期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日		
工事表注形態	単体 / ○○・○○JV【出資比率○%】		
従事役職	令和○年○月○日～令和○年○月○日 現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他の従事役職と役職従事期間を記入		
同一工種	○一式工事		
同種工事	○工種による規模○%以上の工事		
継続教育【CPD】	団社名: ○○○○○○○○ 積算単位: ○○単位(≒%) / ○年 取得率○% / 積算単位○%		
表彰名	優良建設者表彰	表彰記載の氏名	併録土木建築部長
受賞年度	令和○年度受賞【令和○年7月21日】	部門	土木部門
受賞時企業名	○建設	工種	※国の表彰の場合に記載
工事名	○○○○○工事		

専任で補助する配置予定技術者	主任(監理)技術者	○○○ ○○
申請時に 従事中の 施工	工事名	○○○○○○○工事
	施工種別	○○○土木事務所
	工事期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日
	従事役職	○技術者
	本工事と重複した 場合の併給措置	併1) 本工事に含まれる箇条の○%以上の工種に完了した他の本工事に従事可能 併2) 専任、専任補助者(現場代理人)の○%以上を兼任する本工事に従事可能 併3) 併給措置関係の併給率を○%以上とする
	コリス登録業者	者【コリス登録番号: ○○○○○○○○○】 / 派
重複申請 中の工事	工事名	○○○○○○○工事
	提出日	○.○.○
	提出先	○○○土木事務所

技術者育成型における資格要件等

- 公告で「技術者育成型」とされている場合に対象です。
- 「専任補助者は上記の要件と同等以上の資格を有する者であること。」と記載があり、参加資格要件として監理技術者と専任補助者の両方に資格要件を求めます。
- 総合評価においては、資格の評価は専任補助者で行いますが、入札参加資格要件として、監理技術者（若手など経験が少ない技術者）も資格を持っている必要があります。
- 若手だけでなく、これまでに主任技術者や監理技術者等の現場経験の少ない技術者も利用可能。（年齢制限はない）

入札公告様式

技術者育成型		※本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、同制度の取扱いについては、公告文2(13)及び入札説明書1(1)ウを参照のこと。	
(12)	資格区分	○級○○施工管理技士 又はこれと同等以上の資格を有する者	（記載例）・左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。 ・左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 ・左記の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。なお、特例監理技術者の配置については、特記仕様書を確認すること。
	配置予定技術者備考	ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ア)から(イ)のいずれかを満たす者をいう。 【※記載例（土木工事の場合）】 (ア) 1級建設機械施工技士の資格を有する者 (イ) 技術士（建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」又は「林業-森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者 (イ) その他、特記仕様書によるものとする。	イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ウ 配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 エ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。
	技術者育成型試行工事の取扱い	技術者育成型試行工事に配置する専任補助者は、上記の要件と同等以上の資格を有する者であること。	

参考例		参加資格要件		評価項目						備考
		資格	実績	資格	実績(成績)	役職経験	CPD	表彰技術者	試行工事完成後の実績	
主任(監理)技術者	(経験少)	必要	なし	必要	評価無し	評価無し	評価なし	評価無し	付与	
専任補助者	(経験多)	必要	なし	必要	評価対象	評価対象	評価対象	評価対象	付与	現場代理人兼務可
				1級もしくは2級	65点以上	監理技術者 主任技術者 現場代理人				

[別記様式3-3]

(別記様式3-3)

(用紙A4)

(企業名: ○○○建設)

「総合評価方式の運用」のページ
配置予定技術者の審査対象期間の緩和 P67～68

【審査対象期間の追加事由】(配置予定技術者)

企業名: ○○○○

配置予定技術者名: ○○ ○○

提出がない場合や記載がない場合は、審査対象期間の追加がないものとして取り扱う。

審査対象期間の追加	有 ・ 無 (どちらか一方を記載すること)
-----------	-----------------------

追加事由	期間等	休業日数	追加期間	備考
出産日	令和 年 月 日	—		事業主通知資料等添付
産前休業	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日			事業主通知資料等添付
産後休業	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日			事業主通知資料等添付
育児休業	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日			事業主通知資料等添付
介護休業	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日			事業主通知資料等添付
合 計			0日間	
審査対象期間に加える期間			対象外	

該当する休業制度欄に記入すること

合計は計算式が入力されており編集しないこと

審査対象期間に加える期間は、計算式が入力されており、切り上げ処理が自動で行われるため編集しないこと。
なお、合計が2週間未満の場合対象外と表示される

※ 2週間以上休業した場合は、1年単位で切り上げた期間を審査対象期間に加えるものとする。

[別記様式3-4]

(別記様式3-4) ※監理技術者等の専任配置の特例を認める場合

(用紙A4)

専任特例1号の確認事項

企業名: ○○○○
配置予定技術者名: ○○

<input type="checkbox"/>	専任特例1号を予定している。
<input type="checkbox"/>	兼任現場数が本工事を含め同時に2件以下である
<input type="checkbox"/>	各工事の請負金額が1億円未満(建築工事は2億円未満)である
<input type="checkbox"/>	兼任現場間の距離が1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内である
<input type="checkbox"/>	下請次数が3次以下である
<input type="checkbox"/>	連絡員を現場配置する
<input type="checkbox"/>	CCUS等により監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じる
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

※競争参加資格確認時は、本チェックリストの確認のみとする。
※要件を確認するための資料は、落札決定後に提出を求める。

全ての口にチェック■の記載が必要。
もれがある場合は、専任特例を予定していないものとして取り扱う。

・ 提出がない場合やチェック■にもれがある場合は、専任特例を予定していないものとして取り扱う。

・ 申請時に従事中の他工事と本工事と重複した場合の対応措置として、監理技術者の専任特例で対応予定であれば様式3-4の提出が必要。提出がなければ入札参加資格なしとなる。

・ 重複申請中の工事がある場合、別紙3-4の提出が無い場合やチェック■にもれがあることを理由に入札参加資格なしとはならない。(一方を辞退する可能性があるため)

・ 専任特例の可否や兼務する工事の条件とは監理技術者制度運用マニュアル等によるものとする。

・ 専任特例として、現在従事している工事との兼務を予定している場合、別記様式3の重複する工事へ記載し、関係書類を提出する。

3. 施工計画



[別記様式4-1 (工程表)]

「総合評価方式の運用」のページ
 工程管理に係わる技術的所見 P80~81

(別記様式4-1)

(用紙A4)

工 程 表

工事名:

企業名:

主要 工種	単位	数量	○月													
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

- 準備・後片付けを考慮
- 主要工種を記入
- 工程が後先になっていないこと。

■工程管理に係わる技術的所見
 (※参加申込者で記入する。)

申請者で記入する

- 工程表が不適切な場合、入札参加資格はない。
- 技術的所見を記載しないと不適切となる。
- 不可(不適切)事例は運用P79~80参照。

・工期を令和○年○月○日~令和○年○月○日とする。
 ・その他事項は、総合評価方式の運用を参照すること。

工期を表示



4. 共通事項（その他）



各問い合わせ先

公告及び入札説明書は、その工事の総合評価項目等の説明を行う説明書であるため、工事内容を考慮して、工事毎に追記、変更等を行なっています。

評価内容等については、公告文に記載の問い合わせ先へ確認してください。

入札公告様式

7 本公告に関する質問及び回答				
(1) 入札・契約手続に関すること	<table border="1"> <tr> <td>問 い 合 せ 先</td> <td> 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班 電話： 098-866-2374 </td> </tr> </table>	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班 電話： 098-866-2374	
問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班 電話： 098-866-2374			
(2) 審査に係る提出資料に関すること	<table border="1"> <tr> <td>問 い 合 せ 先</td> <td> 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 班施設建築課 建築第一班 電話： 098-866-2416 </td> </tr> </table>	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 班施設建築課 建築第一班 電話： 098-866-2416	
問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 班施設建築課 建築第一班 電話： 098-866-2416			
(3) 現場説明事項及び設計図書に関すること	以下の方法により書面で行う。			
	<table border="1"> <tr> <td>問 い 合 せ 先</td> <td> 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 施設建築課 建築第一班 電話： 098-000-0000 </td> </tr> </table>	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 施設建築課 建築第一班 電話： 098-000-0000	
	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 施設建築課 建築第一班 電話： 098-000-0000		
	<table border="1"> <tr> <td>質 問 書 提 出 先</td> <td> 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 施設建築課 建築第一班 FAX: 098-867-3314 メール: aa066508@pref.okinawa.lg.jp </td> </tr> </table>	質 問 書 提 出 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 施設建築課 建築第一班 FAX: 098-867-3314 メール: aa066508@pref.okinawa.lg.jp	
	質 問 書 提 出 先	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部 施設建築課 建築第一班 FAX: 098-867-3314 メール: aa066508@pref.okinawa.lg.jp		
	<table border="1"> <tr> <td>提 出 期 間</td> <td> 公告日～ 令和3年4月14日 (水) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで </td> </tr> </table>	提 出 期 間	公告日～ 令和3年4月14日 (水) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	
提 出 期 間	公告日～ 令和3年4月14日 (水) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで			
<table border="1"> <tr> <td>提 出 方 法</td> <td> 電送 (FAX又はメール) 又は持参 ※電送で提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。 </td> </tr> </table>	提 出 方 法	電送 (FAX又はメール) 又は持参 ※電送で提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。		
提 出 方 法	電送 (FAX又はメール) 又は持参 ※電送で提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。			
<table border="1"> <tr> <td>回 答 方 法</td> <td> 質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※ (沖縄県電子入札ポータルサイト内) に掲載する。 ※ https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000 </td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td> 回答日～ 令和3年4月23日 (金) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで </td> </tr> </table>	回 答 方 法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※ (沖縄県電子入札ポータルサイト内) に掲載する。 ※ https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000	期 間	回答日～ 令和3年4月23日 (金) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
回 答 方 法	質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※ (沖縄県電子入札ポータルサイト内) に掲載する。 ※ https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000			
期 間	回答日～ 令和3年4月23日 (金) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで			

入札・契約手続に関すること

提出期限、提出先、提出方法、手続等

審査にかかる提出資料に関すること

本工事における総合評価の評価項目の評価基準、内容、評価結果等

現場説明事項及び設計図書に関すること

工事・積算・図面等の工事に関する内容等

工事の技術的難易度

工事の技術的難易度

「総合評価方式の運用」のページ
工事の技術的難易度 P5

事業分類	工事区分	工事難易度					
		低い	←	→	高い		
		I	II	III	IV	V	VI
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル（推進）、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル（山岳、シールド、開削）			易	やや難	難	
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
公園		易	やや難	難			
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工 等	易	やや難	難			
	共同溝（推進・開削）、橋梁上部・下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル（山岳、シールド、開削）、共同溝（シールド）			易	やや難	難	
	トンネル（沈埋）				易	やや難	難
港湾、港湾海岸	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事（ブロック式）、岸壁工事（杭式栈橋を除く）、地盤改良工事、基礎工事、ケーソン製作工事		易	やや難	難		
	防波堤工事（ケーソン式）、岸壁工事（杭式栈橋）			易	やや難	難	
	沈埋トンネル工事				易	やや難	難
空港	舗装工（道路・駐車場）、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、柵工、緑化工、標識工、付帯施設工、撤去工、その他	易	やや難	難			
	共同溝工（推進工法）、橋梁上部工、橋梁下部工、舗装工（基本施設）、ケーブルダクト工、地盤改良工		易	やや難	難		
	トンネル工（シールド工法・開削工法）、共同溝工（シールド工法）			易	やや難	難	
	トンネル工（沈埋工法）				易	やや難	難
営繕	簡易（倉庫、車庫等）	易	やや難	難			
	一般（庁舎、研修施設等）		易	やや難	難		
	特殊（美術館、研修施設等）			易	やや難	難	特に難

インターネットで「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン、適用想定集」で検索すると事例が参照できる。

申請書類及び証明資料等の確認作業

公告

申請書及び確認資料

- 全参加者の申請書類の確認・評価。
- 自己評価型の場合は自己評価表のみを確認。
- 提出された申請書及び確認資料により評価を行う。

技術審査会

- 評価結果を審査会に諮る。

開札

- 評価結果+入札額により原則上位3者（落札候補者）を決定する。
- 落札候補者に証明資料の提出を依頼する。

証明資料

- 提出された申請書及び確認資料の確認は提出された証明資料により行う。
- 証明資料による確認の結果、申請書及び確認資料の記載に誤りがあった場合、評価は下方修正のみ行う。
- 建設行政情報システムでも申請書及び確認資料の内容確認を行い、内容が異なる場合は、評価の下方修正のみを行う。
- 証明資料の提出を求めた全社の事後審査（評価）を行う。

技術審査会

- 評価結果を審査会に諮る。
- 契約後は別紙8を技術・建設業課へ報告する。

証明書類の確認例

- 施工実績及び手持ち工事量
 - ・建設行政システム(KJS)
 - ・コリンズ（WEB版）
- 工事成績
 - ・建設行政システム(KJS)
- 優良表彰
 - ・発行元のHP等

【通知例】

-----予定価格-----

A社
 B社（低入札調査基準価格未満）
 C社（低入札調査基準価格未満）
 D社
 E社（低入札調査基準価格未満）
 F社

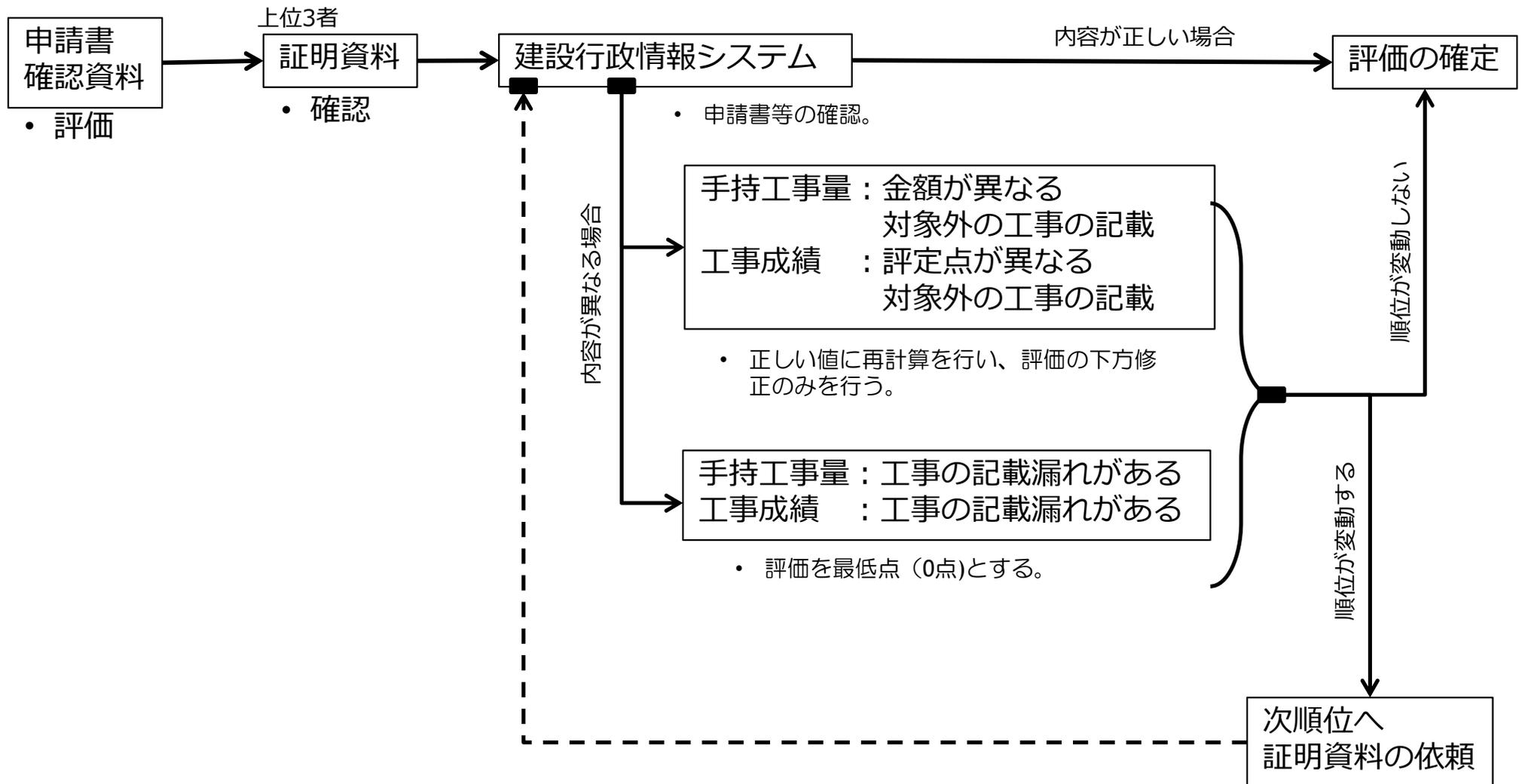
G社

-----失格基準価格-----

【通知例】ではA社、D社、F社に証明資料の依頼をします。（上位3者）
 ※B社、C社、E社には低入札価格調査制度に係る追加資料の提出依頼を行います。

評価の下方修正又は最低点での評価

- 原則上位3者（落札候補者）は、建設行政情報システムで内容の確認を行う。
- 申請書等と建設行政情報システムの内容が異なる場合で、順位が変動する場合、次順位へ証明資料の再依頼を行う。
- スムーズな評価手続の実施のため、申請書等の作成時には留意をお願いします。



証明資料の提出及び評価

事後審査型においては、証明資料の提出を依頼し、申請内容の確認を行うこととなるが、その際の対応は以下のとおり。

- 公告における入札参加資格の証明資料に記載漏れや添付漏れがあった場合、入札参加資格無しとなります。
- 関連する評価項目について、証明資料に記載漏れや添付漏れがあった場合は、評価の対象としない、または評価の下方修正とすることがあります。（証明資料のページの不備等を含む）
- 証明資料の追加依頼は、原則行ないません。
- 総合評価の評価は提出された資料のうち、低い方の点で評価します。
- 評価は確認資料に記載された内容で行います。
- 施工実績、手持ち工事量、工事成績については、建設行政情報システムで確認を行い、申請内容と異なる場合は下方修正又は最低点の評価となります。
- 証明資料から読み取り評価することはありません。（評価は提出された申請書及び確認資料により行う。）

例①：配置予定技術者で証明資料が添付されていない場合

配置予定技術者が複数名申請されているが、証明資料が1名分しか提出されていない場合のときは、以下の対応となります。

A（証明資料あり）

B（証明資料なし） ← 評価対象

証明資料により確認資料の確認ができないため、Bが最低点の評価となります。総合評価では低い方の点数で評価するため、配置予定技術者の評価はBで行います。
※ただし、他の工事を落札したことにより、配置できなくなった場合は、入札参加資格の項目を参考とすること。

例②：表彰で証明資料が添付されていない場合

確認資料では、「国の表彰実績有り」として申請されているが、証明資料は「県の表彰」であった。

その場合、「国の表彰実績」の証明資料の確認がとれないため、「表彰なし」と評価します。

※この場合の「県の表彰」は評価されません。

例③：工事成績で証明資料の一部が添付されていない場合

確認資料で、複数の工事成績が申請されている場合において、証明資料として「工事成績評定通知書」は添付されているが、一部の工事について「施工実績の証明資料（コリンズ等）」が添付されていない場合、「発注工事と同一工種」が確認できないため、「当該工事は最低点の評価」となります。（建設行政情報システムで確認できたとしても、証明資料で確認できなければならない。）

申請書及び確認資料の日付の取扱い

申請書及び確認資料に記載する内容は、「申請書及び確認資料提出期限日」までの内容となる。

※自己評価型では、以降「申請書及び確認資料提出期限日」を「自己評価表提出期限日」と読み替える。

○申請書及び確認資料提出期限日後に取得等の場合



例：資格について、「申請書及び確認資料提出期限日」以降工期開始までには資格取得ができる見込みの場合。「申請書及び確認資料提出期限日」までに取得していなければ、「無し」となります。

工事成績評価対象外の工事の取扱い

施工実績及び施工経験等については、工事成績65点以上を実績とみなし、入札参加資格要件並びに総合評価の評価対象としている。（平成15年度（営繕工事については平成16年度）以降に完成した沖縄県土木建築部発注工事の場合）

工事成績評価が工事成績評価の対象外工事については、以下の区分で取り扱う。
ここでいう工事成績評価の対象外工事は、「工事成績評価を省略することが出来る工事（沖縄県土木建築部工事成績評価要領）」に示されている工事である。

(別表)

工事成績評価を省略することができる工事

工 事	工事の内容
損料工事	損料、賃料の支払い
植栽管理工事	樹木剪定、灌水、施肥等
建築物の解体工事	取り壊し、撤去等
電気、ガス、電話、水道等引込み工事	
その他工事成績評価を行うことが適当でないと認められる工事 (技術管理課長あて協議が必要)	

工事成績評価対象外工事の取り扱い区分

- ・競争参加資格：実績として認める
- ・施工実績：実績として認める
- ・工事成績：点数及び件数はカウントしない
- ・施工経験：実績として認める

○工事成績の計算例

- A工事 78点
- B工事 82点
- C工事 -点（工事成績評価対象外工事）

平均 $(78+82) \div 2 = 80$ 点

※工事成績評価対象外工事であるCはカウントしない。

※別記様式7に記載すること。

記載例：○○年度 ○○工事 工事成績評価対象外

企業合併における総合評価各項目の対応

企業合併（吸収合併）をした場合、総合評価方式の各項目においては以下のように取り扱う。
以下、合併により消滅する会社を「消滅会社」、吸収合併後存続している会社を「存続会社」とする。

- 消滅会社の施工実績は、全て存続会社の実績として取扱うものとする。
- 存続会社の実績としての取り扱いは、建設工事入札参加資格承継の承認を受けた日以降とする。

合併後に申請する場合、別記様式1-1の余白(右上)に「合併」と記載を行うこと。
証明資料として、合併日、合併内容等が分る資料を提出すること。
消滅会社にかかる実績等証明資料も提出すること。

企業分割における総合評価各項目の対応

企業分割をした場合の実績の取り扱いについては、技術・建設業課へお問い合わせください。

TEL : 098-866-2374

E-mail : aa060119@pref.okinawa.lg.jp

押印省略について

- [別記様式 1]、[別記様式 1 - 1]、[別記様式 6 - 3]については、押印が不要とする。
- 提出された書類は全て受理、評価する。
- 重複提出など、不測の事態が生じた場合、会社あて、提出された書類や提出者の確認を行う場合があります。
(JVの場合は代表構成員にのみ確認)

別記様式 1 自己評価表(簡易 I 型) (用紙A4)

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 建設業許可番号

提出者サイン
[手書き] 所属 氏名

(別記様式 1 - 1) (単体用)

入札参加資格確認申請書 (1)

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 〒***-***-〇〇市〇〇〇
商号又は名称 〇〇建設
代表者氏名 〇〇〇〇
建設業許可番号(桁)
資格確認資料記載責任者氏名 〇〇〇〇
電話 ***-***-***
E-mailアドレス **@**, **, **

提出者サイン
[手書き] 所属 (印)
氏名

パソコンで記名せず印刷し、
提出時、手書きでサインをして下さい。

- ①直接提出する場合は、各事務所等で本人確認後、提出者が手書きでサイン。
※氏名及び顔写真が確認できる書類を持参ください。
※直接提出の場合で既にサインの記載がある場合においても、提出者の本人確認後、欄外へサインすることとします。
- ②郵送・電送の場合は、記載責任者が手書きでサイン。

注意

JVに関連している資料は押印
が必要なものがあります！

- 特定建設工事共同企業体
- 資格審査申請書 (様式第1号)
 - 協定書 (様式第2号)
 - 委任状 (電子入札)

入札公告における申請書等の提出

○事後審査型の場合、入札参加者は開札前の提出期限日までに申請書（別記様式1-1～3）及び確認資料（別記様式2～9）を提出します。「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を受理した者が期日までに、証明資料（別記様式10以降）等を提出する。

○事後審査（自己評価）型の場合は、入札参加者は開札前の提出期限日までに自己評価表（別記様式1）のみを提出します。「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を受理した者が期日までに、申請書（別記様式1-1～3）及び確認資料（別記様式2～9）、証明資料（別記様式10以降）等を提出する。

○申請書等の詳細については、公告の入札手続き、運用の1.4 基本事項（共通事項）を、申請書等の提出については運用1.5 総合評価方式（事後審査）の流れを参照。

(8) 申請書等の提出	開札後、落札候補者から順者に対し、「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を受理した者が期日までに、証明資料が重複する場合提出期限までに証明資料を提出する。 なお、当初証明資料の提出		
	(3) 審査に係る 申請書等の提出	提出期間	自 令和3年4月1日 ~ 至 令和3年4月10日 ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く
		提出場所	所在地 〒***-**** 沖縄県〇〇課 課名 沖縄県土木建築部〇〇課
		連絡先	000-000-0000
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格確認申請書 ・入札参加資格確認資料 ※申請書及び確認資料より後日提出 ※申請書、確認資料及び総合評価方式 <p>(※) 沖縄県土木建築部 http://www.pref.okinawa.jp/site ※土木建築部 質確保に関する資料</p>		

公告事例

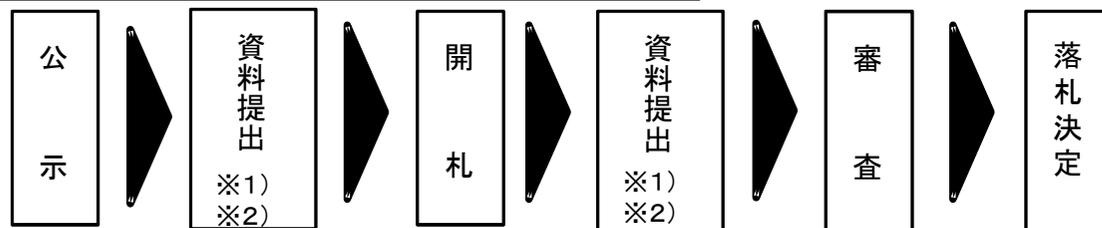
事後審査型（自己評価型）
↑ 事後審査型 ↓

(8) 申請書等の提出	開札後、落札候補者から順に低入札調査者に対し、「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を受理した者が期日までに、証明資料が重複する場合の取扱いについて提出期限までに証明資料を提出しない者については、当初証明資料の提出を依頼された期限は該当者まで別途通知する。		
	(3) 審査に係る 自己評価表の提出	提出期間	自 令和3年4月1日 ~ 至 令和3年4月10日 ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く
		提出場所	所在地 〒***-**** 沖縄県〇〇課 課名 沖縄県土木建築部〇〇課
		連絡先	000-000-0000 内線 0000
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価表（別記様式1） ※入札参加資格確認申請書（別記様式1）及び確認資料（別記様式2～9）及び証明資料の内容を証明する資料（別記様式10以降） ※自己評価表、申請書、確認資料及び総合評価方式の運用（※）及び入札参加資格確認資料 <p>(※) 沖縄県土木建築部技術・建設課 http://www.pref.okinawa.jp/site ※土木建築部技術・建設課HP>2. 質確保に関する資料</p>		

事後審査（自己評価）型

「総合評価方式の運用」のページ
事後審査（事後評価）型について P11
総合評価方式（事後審査）の流れ P96～100

○事後審査の手続



※1) 事後審査（自己評価）型は別記様式1のみ
※2) 事後審査型は、証明資料を除く
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料

※1) 事後審査（自己評価）型は申請書等（入札参加資格確認申請書、
入札参加資格確認資料及び証明資料）を上位3者へ依頼
※2) 事後審査型は、証明資料のみを原則上位3者へ依頼

○「申請書等」とは入札参加資格確認申請書、
入札参加資格確認資料及び証明資料のことを
言います。

- 自己評価表に記載漏れがあった場合、その評価項目については、最低点に下方修正を行う。
記載ミスの場合は、評価の下方修正のみを行う。
- 自己評価表を実際より高く評価して提出しても、事後審査において下方修正を行い
得点順位が入れ替わった場合は、次順位の者が落札者となる。

年度内同一工種における重複する証明資料の省略

(別記様式10-2)

※記載例

「総合評価方式の運用」のページ
年度内同一工種における
重複する証明資料の省略 P9~10

当該年度提出済み工事実績申請書

発注年度： 令和〇年度
工事名： 〇〇〇工事
同一工種： 〇〇一式工事

(企業名： 〇〇建設 建設業許可番号：)

沖縄県土木建築部発注の総合評価方式適用工事において、下記の証明資料については当該年度中に提出済みですので、本工事に係る当該証明資料の添付を省略します。

記

証明資料を提出した 工事名	〇〇工事(R〇-1)
同一工種	〇〇一式工事
証明資料の提出先 (発注事務所)	〇〇土木事務所
証明資料を省略 する評価項目 ※ (提出済み証明資料)	<input type="checkbox"/> 同一工種(同種工事)の施工実績・表彰(別記様式2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事成績評定通知書(写) ・ 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容を証明する資料(契約書等(写)) ・ 沖縄県土木建築部の表彰以外の表彰の場合、表彰状(写) <input type="checkbox"/> 近隣地域内での施工実績(別記様式5) <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容を証明する資料(契約書等(写)) <input type="checkbox"/> 工事成績(別記様式7) <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事成績評定通知書(写) ・ 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容を証明する資料(契約書等(写)) ・ 出資比率を証明する資料(契約書等(写)) <input type="checkbox"/> 手持ち工事量(別記様式8)： 過去3年間の平均受注額(B) <ul style="list-style-type: none"> ※当該年度受注額に関する書類は省略不可。 ・ 登録内容確認書受注登録(写)又は工事内容を証明する資料 ・ 契約書(写)(当初契約書のみ) ・ 年度毎の受注額(支払限度額)がわかる資料(契約書等(写)) <input type="checkbox"/> 社会資本維持活動の実績(別記様式9) <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動内容を証明する資料(新聞記事、表彰状、証明書等) <input type="checkbox"/> 災害協定締結の有無(別記様式9) <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結証明書(写) ・ 所属する団体名簿の表紙及び自社該当箇所の写し
備考	

当該年度内に証明資料を提出している申請者から「別記様式10-2」が提出された場合、「別紙9」により事後審査を行うこと。

※手持ち工事量の当該年度受注額に関する資料は省略できないので注意！

別記様式10-2の提出により省略可能な証明資料

- 【同一工種(同種工事)の施工実績・表彰(別記様式2)】
- 工事成績評定通知書(写)
- 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容を証明する資料(契約書等(写))
- 沖縄県土木建築部以外の表彰の場合、表彰状(写)

- 【近隣地域内での施工実績(別記様式5)】
- 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容を証明する資料(契約書等(写))

- 【工事成績(別記様式7)】
- 工事成績評定通知書(写)
- 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容を証明する資料(契約書等(写))
- 出資比率を証明する資料(契約書等(写))

- 【手持ち工事量(別記様式8)： 過去3年間の平均受注額(B)】
- ※ 当該年度受注額に関する資料は省略不可
- 登録内容確認書竣工登録(写)又は工事内容を証明する資料
- 当初契約書(写)
- 年度毎の受注額(年度毎の支払限度額)がわかる資料(契約書等)の表紙等当該ページ写し又は仮契約後の当該通知の写し等

- 【社会資本維持活動の実績(別記様式9)】
- 活動内容を証明する資料(新聞記事、表彰状、証明書等)

- 【災害協定締結の有無(別記様式9)】
- 協定締結証明書(写)
- 所属する団体名簿の表紙及び自社該当箇所の写し

省略に関する条件

- 当該年度内
- 同一工種
- 証明資料は必ず、(反論に疑義を呈発しうる場合も可) ※ 空欄感嘆符でも可。



別紙9

平成4年度 総合評価方式(工事)における変動のない評価項目の評価結果

↓許可番号でソート

No	建設業許可番号	会社名・代表者	審査日	工事名	同一工種	過去5年間の 工事成績平均点	手持ち工事量 平均受注額(A)	ボランティア 活動の有無	災害協定 締結の有無	審査事務所名 (班・担当名)	備考
記入例	47000000	㈱〇〇建設 代表者：〇〇 〇〇	R4.5.20	県道〇〇〇号線道路改良工事 (R〇-1)	土木一式工事	75点	¥1,000,000	○	○	〇〇土木事務所 〇〇班 〇〇	
1											
2											
3											

※証明資料等を添付した場合は、本様式ではなく証明資料を優先とする。

「同種工事」について

トンネル、橋梁等「技術力を要すると思われる工事」については、入札公告にて対象工事を「同種工事」に設定することができます。（同一工種と同種工事両方指定できません。）

※同一工種を同種工事とする場合は、評価項目の対象期間が変わるなど変更点があるので留意してください。

同種工事は「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」の[参考5]及び「同種工事、より同種性の高い工事の設定例」により設定します。

また、入札公告で「同種工事」であることを確認し、証明資料（コリンズもしくは、別の資料）で実績を確認します。

入札公告様式

(12) 施工実績	対象期間	自平成5年4月1日 至平成6年4月14日	左記の期間内に下記の対象工事を請け、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること
	対象工事	<p>【※同一工種施工実績入札参加資格要件した場合の記入例】 ○○工事</p> <p>【※同種工事施工実績入札参加資格要件した場合の記入例】 次のa、bの要件を満たす施工実績有すること。なお、a、bは同一工事であること。 a ○○工法による深さ○○m以上の工事であること b 構造物内幅○○m以上の工事であること</p>	
	備考	<p>当該実績が平成5年4月1日（當番工事場合は平成6年4月1日）以降に完成した沖縄県土木建築部（注）に注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定課より評定した工事成績評定表65点以上あること。 なお、土木建築部は、旧宮古・八重山支庁土木建築課土木建築部宮古・八重山土木事務所及び八重山支庁新石空港建設課を含む。（以下同じ。） なお、共同企業体取扱いとは以下のとおりとする。 ア 特定JV又は経常建設共同企業体下「経常JV」という）の構成員として施工実績、出資比率10%以上のもの（限り対象とする） イ 経常JVとして参加する場合は、経常JVでの施工実績対象とする。経常JVでの施工実績無し場合は、代表者の施工実績対象とする</p>	

どちらか選択。

国土交通省直轄工事における
品質確保促進ガイドライン
参考資料編

平成17年9月

国土交通省
大臣官房地方課
大臣官房技術調査課

同種工事、より同種性の高い工事の設定例

平成25年3月

国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室

ガイドライン
<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku.html>
 同種工事、より同種性の高い工事の設定例
<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/img/file13.pdf>

評価結果の公表・結果閲覧・説明

評価結果は、別紙7により公表する。

落札者の決定後、別紙7の内容について、問い合わせがあった場合は、評価内容の説明を行うこと。

提出された申請書及び確認資料、証明資料の返却は行わないが、閲覧を行うことはできる。

資料の複写（コピー）については、対応を行わない。（撮影は可）

ただし閲覧等は自社分のみである。（社員等を証明する資料を提示すること）

- ・ 記載順については、以下の並べ替えにより記載する。
- ・ 並び順：〔総合評価結果〕は入札金額の低い順。〔価格以外の評価結果〕は加算点の高い順。

総合評価落札方式に関する評価調査【特別簡易型・施工体制確認型】

頁紙7

発注所属	工事名	工事箇所	予定価格 (税抜き)(円)	低入札調査基準価格(税 抜き)(円)	失格基準価格 (税抜き)(円)	工事概要
〇〇土木事務所	県道〇〇線道路改良工事	〇地内	50,000,000	45,000,000	38,000,000	〇〇工

【評価項目】	企業の能力等													落札者の能力等					【令和〇年〇月〇日】				
	同一工程の 施工実績	同一工程の 工事成績	優良建設 事業者表彰	登録技術 職者等	企業準特 等工事受	環境と自然 共生事業	SD連携工 事実績	地域内拠点 の有無	近隣での 施工実績	同工事施工 実績	市内企業下 請活用	社会資本維持 活動の実績	実業協定締結 の有無	前中・女性技術 者の割合	職業訓練 日	資格・年数	同一工程の 施工実績	優良技術者 表彰	継続教育 (CPD)	職業訓練 の実績	施工体制 の確実性	施工体制 の確実性 (調査)	
配点	10.0	10.0	5.0	1.0	10.0	—	—	3.0	2.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	90	15	15	30

【評価項目に係る企業点数】	企業の能力等													落札者の能力等					【令和〇年〇月〇日】			
	入札者	同一工程の 施工実績	同一工程の 工事成績	優良建設 事業者表彰	登録技術 職者等	企業準特 等工事受	環境と自然 共生事業	SD連携工 事実績	地域内拠点 の有無	近隣での 施工実績	同工事施工 実績	市内企業下 請活用	社会資本維持 活動の実績	実業協定締結 の有無	前中・女性技術 者の割合	職業訓練 日	資格・年数	同一工程の 施工実績	優良技術者 表彰	継続教育 (CPD)	職業訓練 の実績	施工体制 の確実性
1	A建設	10.0	10.0	5.0	1.0	10.0	2.0	2.0	3.0	2.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	94.0	41.8
2	B建設	10.0	10.0	5.0	1.0	9.0	2.0	2.0	3.0	2.0	0.0	2.0	1.0	2.0	0.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	89.0	39.6
3	C建設	10.0	9.0	5.0	1.0	8.0	1.5	0.0	3.0	2.0	0.0	2.0	1.0	2.0	2.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	86.5	38.4
4	D建設	10.0	9.0	3.0	1.0	7.0	1.5	0.0	3.0	2.0	0.0	2.0	1.0	2.0	2.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	83.5	37.1
5	E建設	10.0	8.0	3.0	1.0	6.0	1.5	0.0	3.0	2.0	0.0	2.0	1.0	2.0	0.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	79.5	35.3
6	F建設	10.0	7.0	3.0	1.0	5.0	1.5	0.0	3.0	1.0	0.0	2.0	1.0	2.0	2.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	78.5	34.9
7	G建設	10.0	6.0	3.0	1.0	4.0	1.0	0.0	3.0	1.0	0.0	2.0	1.0	2.0	0.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	74.0	32.9
8	H建設	10.0	5.0	0.0	1.0	3.0	1.0	0.0	3.0	1.0	0.0	2.0	1.0	2.0	2.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	71.0	31.6
9	I建設	10.0	4.0	0.0	1.0	2.0	1.0	0.0	3.0	1.0	0.0	0.0	1.0	2.0	0.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	65.0	28.9
10	J建設	10.0	3.0	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	2.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	62.5	27.8
11	K建設	10.0	2.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	0.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	57.5	25.6
12	L建設	10.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	2.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	57.0	25.3
13	M建設	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	2.0	—	10.0	15.0	5.0	10.0	55.0	25.0

【総合評価結果】							【令和〇年〇月〇日】	
入札者	入札金額(税抜き)(A)	基礎点	加算点	施工体制	種別評価点(B)	評価値(B/A)	落札者	
1	G建設	44,000,000	100	32.9	30	162.9	37.0227	施工体制確認未実施
2	B建設	45,800,000	100	39.6	30	169.6	37.0306	〇
3	A建設	47,000,000	100	41.8	30	171.8	36.5532	
4	D建設	48,000,000	100	28.9	30	158.9	33.1042	
5	F建設	30,000,000	—	—	—	—	失格(失格基準価格未満)	
6	C建設	42,000,000	—	—	—	—	無効(追加資料提出無し)	
7	J建設	43,000,000	—	—	—	—	無効(追加資料提出辞退)	
8	M建設	60,000,000	—	—	—	—		
9	D建設	—	—	—	—	—		
10	E建設	—	—	—	—	—		
11	H建設	—	—	—	—	—		
12	K建設	—	—	—	—	—		
13	L建設	—	—	—	—	—		

加算点の
高い順

入札金額の低い順

総合評価落札方式に関する評価調書(別紙7)の記入方法

「総合評価方式に関する評価調書」(別紙7)の記入方法

- 1 **【評価項目に係る企業点数】** 調書の上から加算点の高い順に記入。
- 2 **【総合評価結果】** 調書の上から次の(1)～(3)の順に記入し、入札の状況に応じ下表のとおり表記する。
 - (1)評価値を算出するもの(下表(7)含む。)について、入札金額の低い順に記入。
 - (2)下表(4)～(6)のケースについて、入札金額の低い順に記入。
 - (3)下表(3)～(8)の順に記入。

ケース	評価調書 (別紙7) の【総合評価結果】		
	「入札金額」欄	「点数」欄 ※1	「落札者」欄
(7)事後審査型において、低入基準を下回ったものの落札候補者とならなかった場合	記入	記入	施工体制確認未実施
(4)失格基準価格を下回る場合	記入	—	失格(失格基準価格未滿)
(5)低入札調査に係る追加資料提出・ヒアリング辞退の場合	記入	—	無効(追加資料提出辞退)
(6)期限までに低入札調査に係る追加資料の提出が無い場合	記入	—	無効(追加資料提出無し)
(4)低入札調査に係る追加資料に不備がある場合	記入	—	無効(追加資料不備)
(6)入札後辞退の場合 ※2	記入	—	入札後辞退
(8)予定価格超過の場合	記入	—	予定価格超過
(9)入札無効の場合(開札後、無効となった場合)	記入	—	無効(理由※3)
(9)入札参加資格無しとなった場合(開札後、参加資格無しとなった場合)	記入	—	参加資格無し(理由※3)
(3)入札辞退の場合	—	—	入札辞退
(8)期限までに入札書の提出がない場合	—	—	不参加
(9)入札無効の場合	—	—	無効
(8)入札参加資格無しとなった場合	—	—	参加資格無し(理由※3)

※1 「点数」欄＝基礎点、加算点、施工体制、技術評価点(B)の欄

※2 入札後辞退の場合＝入札後、落札決定までの間に他の工事を落札したため配置予定技術者を配置することができない旨辞退届がある場合。

※3 理由を簡潔に記入する。

※ 【総合評価結果】の「点数」欄に「—」、「0」と表示する場合でも**【評価項目に係る企業点数】**には点数を記入し、**入札情報システム(PPI)**でも公表する。

※ 点数に変動があった場合は、PPI上の点数も上表に準じて表示する。

※ くじを実施した場合は、落札者欄へ“(くじ)”と記載すること。



5. 事後審査（自己評価）型

○事後審査（自己評価）型の手続についてはP41のとおり

[別記様式 1 (自己評価表)]

申請者で記入する。
(JVの場合)
 ・JVの名称を記入する。
 ・代表者指名、建設業許可番号は代表構成員のもの。

・自己評価点 (入札者) 以外のセルは保護し配布すること
 ・保護されたセルは編集しないこと

別記様式 1

自己評価表(特別簡易型)

(用紙A4)

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 建設業許可番号

提出者サイン [手書き] 所属 氏名

サイン欄は空白で印刷し、手書きでサインする。

申請者で記入する

工事名: _____

評価事項	評価項目	評価細目	評価の視点	評価基準	点数	配点	自己評価点 (入札者)	
① 企業の能力等	同一工種(又は同種工事)の施工実績	過去10年間の同一工種の施工実績(又は過去15年間の同種工事の施工実績)	同一工種(同種工事)で、沖縄県又は国の実績あり※1、※2	同一工種(同種工事)で、県内市町村の実績あり※3	10.0	10	10	
				同一工種(同種工事)で、その他の実績あり	0.0			
	同一工種の工事成績	土木建築部での過去5年間の同一工種における工事成績の平均点			80点以上	10.0	10	10
					79点以上 80点未満	9.0		
					78点以上 79点未満	8.0		
					77点以上 78点未満	7.0		
					76点以上 77点未満	6.0		
					75点以上 76点未満	5.0		
					74点以上 75点未満	4.0		
					73点以上 74点未満	3.0		
72点以上 73点未満					2.0			
71点以上 72点未満					1.0			
優良建設業者表彰	過去3年間の優良建設業者表彰の有無			県土木建築部長、県農林水産部長、県企業局長又は国(局長)の表彰実績あり※4	5.0	5		
				県土木建築部(各事務所長、各課長)、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり※4	2.0			
				なし	0.0			
登録基幹技能者等の活用	登録基幹技能者等の活用として、1名以上配置の有無(登録基幹技能者又は発注者の指定する技能者)			配置する	1.0	1	1	
				配置しない	0.0			
同一工種の企業手持ち工事量	当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額=手持ち工事量比率			手持ち工事量比率<0.25	10.0	10	10	
				0.25≦手持ち工事量比率<0.50	8.0			
				0.50≦手持ち工事量比率<0.75	6.0			
				0.75≦手持ち工事量比率<1.00	4.0			
				1.00≦手持ち工事量比率<1.25	2.0			
				1.25≦手持ち工事量比率	0.0			
ICT活用工事実績	過去2年間のICT活用証明書の有無			ICT活用証明書が発行された実績あり	2.0	2	2	
				ICT活用証明書が発行された実績なし	0.0			

配点≧自己評価点であることを確認すること。

入札説明書の点数・配点と自己評価表の点数・配点が一致しているかチェック

申請者で記入する